

平成29年12月13日

平成29年第3回神奈川県議会定例会

厚生常任委員会資料

(平成29年12月8日付託分)

保健福祉局

平成 29 年度 11 月補正予算

- 1 平成 29 年度一般会計 11 月補正予算債務負担行為について 1

議案 (条例その他)

- 2 神奈川県手数料条例の一部を改正する条例 (保健福祉局関係) の概要 2
- 3 国民健康保険法施行条例の概要 3
- 4 公立大学法人神奈川県立保健福祉大学に係る重要な財産を定める条例の概要 4
- 5 公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の設立等に伴う関係条例の整理等に関する条例の概要 5
- 6 国民健康保険法に基づく都道府県調整交付金の交付に関する条例を廃止する条例の概要 6
- 7 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を廃止する条例の概要 7
- 8 動物保護センター新築工事 (建築) 請負契約の内容 8
- 9 地方独立行政法人神奈川県立病院機構定款の変更の概要 10
- 10 公立大学法人神奈川県立保健福祉大学中期目標の概要 11
- 11 公立大学法人神奈川県立保健福祉大学に承継させる権利を定める議案の概要 13

1 平成29年度一般会計11月補正予算債務負担行為について【保健福祉局関係】

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追 加)

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
津久井やまゆり園 千木良園舎（仮 称）新築工事設計 費	千円	前年度末 までの支出 （見込）額		千円	特定 財源	国庫支出金	千円
	213,000			—		県 債	158,000
		213,000	当該年度 以降の支出 予 定 額	平成29年度 ～ 平成31年度		—	そ の 他
	213,000					一般財源	55,000

2 神奈川県手数料条例の一部を改正する条例（保健福祉局関係）の概要

(1) 改正の趣旨

公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の設立に伴い、教育職員免許状の更新講習手数料について、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の設立に伴い、教育職員免許状の更新講習手数料を削除する。（別表の5 保健福祉局関係）

(3) 施行期日

公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の成立の日

神奈川県手数料条例（平成12年神奈川県条例第2号）新旧対照表

改 正			現 行		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
1～4 （略）			1～4 （略）		
5 保健福祉局関係			5 保健福祉局関係		
手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額	手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額
1～36 （略）	（略）	（略）	1～36 （略）	（略）	（略）
（削除）	（削除）	（削除）	36の2 神奈川県立保健福祉大学が行う教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第9条の3第1項の規定に基づく免許状更新講習	教育職員免許状更新講習手数料	講習1時間につき 1,000円
37～167 （略）	（略）	（略）	37～167 （略）	（略）	（略）

3 国民健康保険法施行条例の概要

(1) 制定の趣旨

国民健康保険法の一部改正に伴い、国民健康保険保険給付費等交付金の交付及び国民健康保険事業費納付金の徴収に関する事項等を規定するため、本条例を制定するものである。

(2) 制定の内容

ア 神奈川県国民健康保険運営協議会の委員定数を規定する。（第1条）

イ 国民健康保険保険給付費等交付金の交付に関する事項を規定する。（第2条）

ウ 国民健康保険事業費納付金の徴収に関する事項を規定する。（第3条）

エ 国民健康保険事業費納付金の算定に関する事項を規定する。（第4条～第17条）

(ア) 医療費指数反映係数

(イ) 年齢調整後医療費指数

(ウ) 所得係数

(エ) 所得等割合

(オ) 被保険者数等割合

(カ) 被保険者均等割指数

オ 神奈川県国民健康保険財政安定化基金に関する事項を規定する。（第18条～第24条）

(ア) 積立額

(イ) 運用

(ウ) 繰替運用

(エ) 運用益金の処理

(オ) 処分

(カ) 交付の要件及び額

(キ) 財政安定化基金拠出金の徴収

カ 本条例の制定に伴い、神奈川県国民健康保険財政安定化基金条例は廃止する。（附則第2項）

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

平成30年4月1日

イ 経過措置

(ア) 旧条例の規定により積み立てられている神奈川県国民健康保険財政安定化基金は、本条例の規定により積み立てられた基金とみなす。

(イ) 基金は、平成36年3月31日までの間、市町村に対する持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の円滑な施行のために必要な資金の交付に必要な費用に充てるため、第22条の規定にかかわらず、処分することができる。

4 公立大学法人神奈川県立保健福祉大学に係る重要な財産を定める条例の概要

(1) 制定の趣旨

地方独立行政法人法（以下「法」という。）第6条第4項及び法第44条第1項の規定に基づき、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学に係る重要な財産を定めるため、本条例を制定するものである。

(2) 制定の内容

公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の重要な財産は、次のとおりとする。

ア 法第6条第4項に規定する重要な財産（第1条）

帳簿価額が50万円以上の財産

イ 法第44条第1項に規定する重要な財産（第2条）

(ア) 財産の種類 不動産、動産及び不動産の信託の受益権

(イ) 財産の金額 予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の譲渡・担保の場合は適正な見積価額）1億円以上。

ただし、土地（信託する場合を除く。）については、その面積が1件2万平方メートル以上のものに限る。

(3) 施行期日

公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の成立の日

5 公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の設立等に伴う関係条例の整理等に関する条例の概要

(1) 制定の趣旨

公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の設立等に伴い、関係する条例について必要な改正及び廃止を行うものである。

(2) 改正等の内容

内 容	対象条例
1 公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の設立に伴い廃止する。（第1条）	神奈川県立保健福祉大学条例
2 大学及び大学学長等に関わる規定を削る等の改正を行う。（第2条～第6条及び附則第5項）	職員の給与に関する条例
	職員の特殊勤務手当に関する条例
	職員の勤務時間、休暇等に関する条例
	学校職員の給与等に関する条例
	学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例
3 公立大学法人神奈川県立保健福祉大学成立の日前に、神奈川県立保健福祉大学（知事）に対してなされた請求について、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学に対してなされた請求とみなす等の経過措置を設けるため改正を行う。（第7条及び第8条）	神奈川県個人情報保護条例
	神奈川県情報公開条例
4 県立学校の学校医等の公務災害補償の実施主体を教育委員会のみとする等の改正を行う。（第9条）	県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の成立の日

イ 経過措置

(7) 廃止前の神奈川県立保健福祉大学条例の規定により知事がした入学料及び授業料の徴収の猶予については、この整理条例の施行後においても、その効力を有する。

(4) 廃止前の神奈川県立保健福祉大学条例に規定する学校医等の公務災害補償については、従前の例による。

6 国民健康保険法に基づく都道府県調整交付金の交付に関する条例を廃止する条例の概要

(1) 廃止の理由

国民健康保険法の一部改正に伴い、都道府県調整交付金が廃止されるため、当該条例を廃止するものである。

(2) 施行期日

平成30年4月1日

7 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を廃止する条例の概要

(1) 廃止の理由

介護保険法の一部改正に伴い、これまで県の事務であった居宅介護支援事業者の指定等に関する事務が市町村の事務となることから、当該条例を廃止するものである。

(2) 施行期日

平成30年4月1日

8 動物保護センター新築工事（建築）請負契約の内容

- (1) 工 事 名 称 動物保護センター新築工事（建築）
- (2) 工 事 場 所 平塚市土屋401
- (3) 請 負 契 約 者 名 亀井・富士特定建設工事共同企業体
代表者 亀井工業株式会社
代表取締役 亀 井 信 幸
- (4) 請 負 契 約 金 額 9億6,823万756円
- (5) 工 事 着 手 年 月 日 議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定による議会の議決があった日から7日以内
- (6) 工 事 完 成 予 定 年 月 日 平成31年2月28日

入札執行状況調書

工事名称 動物保護センター新築工事（建築）

- 1 開札年月日 平成29年10月2日
- 2 落札額 968,230,756円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 71,720,796円
- 3 入札回数 1回
- 4 入札参加者及び入札高 別表のとおり

(別 表)

(単位 円)

業 者 名	所 在 地	代 表 者	入札結果	摘 要
			第1回入札高	
亀井・富士特定建設工事共同企業体	茅ヶ崎市南湖	亀井工業(株)	896,509,960	くじ引き/落札
匠・成瀬特定建設工事共同企業体	平塚市東八幡	匠建設(株)	896,509,960	くじ引き
久野建設・正建特定建設工事共同企業体	相模原市中央区田名	久野建設(株)	896,575,760	
小島・櫻内特定建設工事共同企業体	厚木市栄町	(株)小島組	896,589,860	
日成工事・興建特定建設工事共同企業体	横浜市港南区上大岡西	日成工事(株)	898,000,000	
門倉組・大旭建業特定建設工事共同企業体	藤沢市辻堂元町	(株)門倉組	899,399,360	
小俣組・古木建設特定建設工事共同企業体	横浜市南区新川町	(株)小俣組	953,000,000	
三木・三共特定建設工事共同企業体	横浜市神奈川区青木町	(株)三木組		辞退
渡辺組・見上工業特定建設工事共同企業体	横浜市中区南仲通	(株)渡辺組	892,238,600	※失格
山王・協同特定建設工事共同企業体	厚木市妻田北	山王建設(株)	896,420,660	※失格
アイグス・相陽特定建設工事共同企業体	藤沢市大庭	アイグステック(株)	896,420,660	※失格
小雀・大野特定建設工事共同企業体	横浜市戸塚区小雀町	小雀建設(株)	896,420,660	※失格
紅梅・岡山特定建設工事共同企業体	横浜市西区戸部本町	(株)紅梅組	896,420,660	※失格
エス・ケイ・ディ・松浦建設特定建設工事共同企業体	平塚市四之宮	(株)エス・ケイ・ディ	896,448,860	※失格
馬淵・信友特定建設工事共同企業体	横浜市南区花之木町	馬淵建設(株)	896,491,160	※失格

(注) 上記金額に100分の8に相当する金額を加算した金額が地方自治法上の申込みに係る金額である。

(※) 入札高が最低制限価格を下回ったため失格。

9 地方独立行政法人神奈川県立病院機構定款の変更の概要

(1) 変更の趣旨

地方独立行政法人法の一部改正に伴い、役員任期の変更するなど、所要の変更を行うものである。

(2) 変更の内容

ア 法人の種別について記載方法を変更する。（第5条関係）

イ 理事長及び副理事長の任期を4年から5年に変更するほか、監事の任期を理事長の任期に対応するよう変更する。（第11条関係）

ウ その他所要の規定の整備を行う。（第16条及び第21条関係）

変 更 後	現 行
<p>(法人の種別) 第5条 法人は、<u>特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人</u>とする。</p> <p>第6条～第10条 (略) (役員任期) 第11条 理事長及び副理事長の任期は<u>5年</u>とし、理事<u> </u>の任期は2年とする。ただし、補欠の役員（監事を除く。）の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p><u>2 監事の任期は、任命の日から、理事長の任期の末日を含む事業年度についての財務諸表の承認の日までとする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p><u>3 (略)</u> 第12条～第15条 (略) (権限) 第16条 次に掲げる事項は、理事会の議を経なければならない。</p> <p>(1) <u>地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）</u>により知事の認可又は承認を受けなければならない事項</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>第17条～第20条 (略) (資本金等) 第21条 法人の資本金は、<u>法第66条の2第1項</u>の規定により神奈川県から法人に対し出資されたものとされる金額とする。</p> <p><u>2 法第66条の2第1項に規定する承継される権利に係る財産のうち土地及び建物については、それぞれ別表第1及び別表第2に掲げるものとする。</u></p>	<p>(法人の種別) 第5条 法人は、<u>地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）</u>第55条に規定する<u>一般地方独立行政法人</u>とする。</p> <p>第6条～第10条 (略) (役員任期) 第11条 理事長及び副理事長の任期は<u>4年</u>とし、理事<u>及び監事</u>の任期は2年とする。ただし、補欠の役員<u> </u>の任期は、前任者の残任期間とする。 (新設)</p> <p><u>2 (略)</u> 第12条～第15条 (略) (権限) 第16条 次に掲げる事項は、理事会の議を経なければならない。</p> <p>(1) <u>法</u> <u> </u>により知事の認可又は承認を受けなければならない事項</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>第17条～第20条 (略) (資本金等) 第21条 法人の資本金は、<u>法第67条</u>第1項の規定により神奈川県から法人に対し出資されたものとされる金額とする。</p> <p><u>2 法第67条</u>第1項に規定する承継される権利に係る財産のうち土地及び建物については、それぞれ別表第1及び別表第2に掲げるものとする。</p>

(3) 施行期日

平成30年4月1日

10 公立大学法人神奈川県立保健福祉大学中期目標の概要

(1) 趣旨

県は、平成30年4月に、神奈川県立保健福祉大学を公立大学法人化し、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学（以下「法人」という。）を設立する方針とし、平成29年第2回定例会において、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学定款が議決された。

これを受けて、県が法人に指示する業務運営に関する目標である中期目標を地方独立行政法人法第25条第1項に基づき定めるものである。

(2) 内容

ア 前文

神奈川県は、自主・自律的な大学運営のもと、保健、医療及び福祉の分野における高度で専門的な知識及び技術を教授研究するとともに、保健、医療及び福祉の分野に関する総合的な能力を有し、ヒューマンサービスを実践できる人材及び地域や国際社会において活躍できる人材を育成し、その成果を社会に還元し、もって県民の健康と生活の向上に寄与することを目的に、平成30年4月に法人を設置することとした。

この目的を達成するため、次のとおり中期目標を策定し、法人に対して指示するものである。

イ 中期目標の期間

平成30年4月1日から平成36年3月31日までの6年間とする。

ウ 教育研究等の質の向上に関する目標

(ア) 教育に関する目標

- a 豊かな人間性を兼ね備えたヒューマンサービスを実践できる人材及び地域や国際社会において活躍できる人材の育成、現任者の継続教育及び大学の知的資源の積極的開放を通して、県民と地域社会の保健、医療及び福祉の向上に寄与する。
- b 社会からの要請などに的確に対応するため、教育内容の継続的な改善を図るとともに、学生が知識や技術を確実に習得できるよう、教育方法の継続的な工夫に努める。
- c 客観的かつ明確な成績評価基準による厳正な評価を実施する。
- d 質の高い教育を実施するため、優れた教員の確保や教育環境・教育能力の向上を図る
- e 大学が求める学生像や教育理念等に沿った適切な入学者選抜及び選考を実施するとともに、社会ニーズの変化や時代の要請を的確にとらえ、入学者受入れのあり方を検討する。

(イ) 学生への支援に関する目標

- a 学生の充実した大学生活のために、学習や健康・生活への支援体制を整備する。
- b 充実したキャリア支援を行い、高い就職率、国家試験の合格率を維持するとともに、県内の就職者を確保するための取組を実施する。

(ロ) 研究に関する目標

- a 保健、医療及び福祉の分野において実践的な研究を行い、その成果を有効活用し、県民の保健福祉の向上に寄与する。
- b 研究活動を推進する体制を整備するとともに、研究活動の適正な評価を行うことで、研究の質の向上に努める。

(ハ) 社会貢献に関する目標

- a 大学が有する人的支援及び教育研究成果を活用し、地域との連携及び協働を推進すると

ともに、保健、医療及び福祉の向上と地域の活性化に取り組む。

b 産学官の連携を推進し、地域経済の活性化と産業の発展に寄与する。

c 国際社会において活躍できる人材を育成するため、国際協働を推進する。

エ 業務運営の改善及び効率化に関する目標

(ア) 運営体制の改善に関する目標

教育研究の特性に配慮しつつ、法人の機動的かつ効率的な運営体制を構築する。

(イ) 人事の適正化に関する目標

組織の活性化を図るため、柔軟な人事制度を構築するとともに、業務の質の向上を図るため、優れた人材を確保する。

(ウ) 事務等の効率化・合理化に関する目標

法人・大学運営の効率化を図るため、効果的な事務運営に努める。

オ 財務内容の改善に関する目標

(ア) 自己収入の増加に関する目標

法人経営の安定化を図るため、自己収入の確保に努める。

(イ) 経費の抑制に関する目標

大学における教育研究に配慮しつつ、組織運営の効率化等を図るため、経費の節減に努める。

(ウ) 資産の運用管理の改善に関する目標

大学の健全な運営を確保するため、資産の安全かつ確実な運用と適切な管理を行う。

カ その他業務運営に関する重要な目標

(ア) 施設設備の整備、活用等に関する目標

教育研究活動を円滑に実施するため、施設設備を適切に維持管理するとともに、地域開放など有効活用を図る。

(イ) 安全管理に関する目標

学生や職員が安全かつ安心できる学習環境や職場環境を確保するため、防災等に係る危機管理体制を確立する。

(ウ) 情報公開等の推進に関する目標

法人の運営状況の透明性と説明責任を果たすため、教育研究及び組織運営の状況に関わる情報を積極的に公開する。

(エ) 社会的責任に関する目標

法人としての社会的責任を果たすため、法令遵守の徹底などに努める。

キ 自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標

(ア) 自己点検及び評価の充実に関する目標

大学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行うとともに、外部からの点検及び評価を受ける。

(イ) 自己点検及び評価の状況に係る情報の提供に関する目標

法人運営全般にわたって透明性を確保するため、自己点検及び評価並びに第三者評価の実施結果を積極的に公表する。

11 公立大学法人神奈川県立保健福祉大学に承継させる権利を定める議案の概要

(1) 趣旨

県が有する権利のうち、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学に承継させる権利について、地方独立行政法人法施行令第15条の規定により議会の議決を求めるものである。

(2) 内容

公立大学法人神奈川県立保健福祉大学に承継させる権利は、次のとおりとする。

資産の種別	名称	所在地	延べ床面積 (平方メートル)	評価額 (円)	権利の種類
建物	校舎(1)	横須賀市平成町一丁目 10番地1、10番地19	27,882.68	2,765,800,000	所有権
	校舎(2)	同	8,183.86	846,300,000	
	体育館	同	3,270.16	368,700,000	
	機械室・ 駐輪場	同	1,438.86	135,200,000	
	守衛所	同	34.34	2,800,000	

